

仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年12月18日仙台市告示第377号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10)</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>(11)</u> マニフェスト 法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票をいう。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>(12)</u> 積替え保管施設 産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設をいう。</p> <p><u>(13)</u> 中間処理施設 産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。</p> <p><u>(14)</u> 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分を行うための施設をいう。</p> <p><u>(15)</u> 産業廃棄物処理施設 政令第7条各号に掲げる施設をいう。</p> <p><u>(16)</u> 処理業用施設 積替え保管施設及び中間処理施設（前号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p><u>(17)</u> 設置等 産業廃棄物処理施設若しくは処理業用施設の設置又はそれらの施設に係る構造若しくは規模の変更（運転方法又は処理品目の変更等を含む。）をいう。</p> <p><u>(18)</u> 地域住民等 第15条第2項の指示通知書において説明会の実施の必要</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 優良認定処分業者 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号の規定の適用を受ける処分業者をいう。</u></p> <p><u>(12) 紙マニフェスト 法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票をいう。</u></p> <p><u>(13) 電子マニフェスト 法第12条の5第1項及び第2項並びに省令第8条の32に規定する事項であつて、電子情報処理組織（法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用し情報処理センター（法第13条の2第1項に規定する情報処理センターをいう。）に登録又は報告されるものをいう。</u></p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p>

があると市長が認める範囲の者をいう。

(委託処理)

第8条 事業者は、その排出する産業廃棄物の処理を他人に委託するときは、政令第6条の2及び第6条の6に規定する基準によるほか、次に定めるところにより委託しなければならない。

- (1) 委託しようとする処理業者の産業廃棄物処理業の許可の事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している処理施設の現況について実地調査を行うなど、産業廃棄物が遅滞なく適正に処分できる状態であることを確認すること
- (2) 委託契約は、収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと別個に締結し、委託契約書に当該委託に係る処理業の許可証の写しを添付すること
- (3) 第10条第1項の規定による中間処理又は同条第2項の規定による最終処分を委託しようとする場合には、当該委託の相手方である収集運搬業者及び処分業者のそれぞれに、同条第3項の規定による市内搬入処分届出書の提出をした旨を通知すること
- (4) 委託した処理業者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付し、産業廃棄物の性状、処分方法、処分先及び取扱上注意すべき事項等を明確に指示すること
- (5) 分析試験を実施すべき産業廃棄物にあつては、当該分析試験に係る計量証明書の写しを処理業者に交付すること
- (6) 産業廃棄物を容器等に入れた状態で処理の委託をするときは、当該産業廃棄物を排出した事業者の特定及びマニフェスト_____の内容の確認が容易に行えるように、当該容器等に次に掲げる事項を表示すること

イ 事業場の名称、所在地及び電話番号

ロ 産業廃棄物の種類及び主成分

ハ 委託年月日

ニ 取扱上注意すべき事項

2 事業者は、産業廃棄物の処理を委託したときは、処理業者から送付されるマニフェスト_____により当該産業廃棄物の処理が適正

(委託処理)

第8条 略

- (4) 委託した処理業者に対し _____, 産業廃棄物の性状、処分方法、処分先及び取扱上注意すべき事項等を明確に指示すること
- (5) 分析試験を実施すべき産業廃棄物にあつては、当該分析試験に係る計量証明書の写しを処理業者に交付すること
- (6) 産業廃棄物を容器等に入れた状態で処理の委託をするときは、当該産業廃棄物を排出した事業者の特定及び紙マニフェスト又は電子マニフェスト_____の内容の確認が容易に行えるように、当該容器等に次に掲げる事項を表示すること

イ 事業場の名称、所在地及び電話番号

ロ 産業廃棄物の種類及び主成分

ハ 委託年月日

ニ 取扱上注意すべき事項

2 事業者は、産業廃棄物の処理を委託したときは、処理業者から送付される紙マニフェスト又は電子マニフェスト_____により当該産業廃棄物の処理が適

に行われたことを確認するとともに、必要に応じて処分業者の現地調査を行い、処分の状況を把握しなければならない。

(帳簿等)

第9条 事業者（法第12条第11項 又は第12条の2第12項に規定する者 を除く。以下この条において同じ。）

は、帳簿を備え、産業廃棄物の処理について、省令第8条の5第2項 の表に規定する事項を記載しなければならない。ただし、産業廃棄物の処理を委託した場合は、委託契約書及び マニフェスト をもってこれに替えることができる。

2 事業者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(県外の産業廃棄物に係る市内への搬入及び処分)

第10条 事業者又は中間処理業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、産業廃棄物を県外から市内に搬入し、1月に5トンを超えて中間処理をすることができる。

- (1) 当該産業廃棄物につき県外で中間処理をすることができない理由があること
- (2) 当該中間処理が、産業廃棄物の減量化又は再生利用の促進に資するものであること

2 事業者又は中間処理業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、産業廃棄物を県外から市内に搬入し、1月に5トンを超えて最終処分をすることができる。

- (1) 当該産業廃棄物につき県外で最終処分をすることができない理由があること
- (2) 当該産業廃棄物について、事業者又は中間処理業者があらかじめ十分に減量化又は再生利用を行い、かつ、焼却が可能なものにあつては、焼却処理がなされていること

3 第1項又は前項の規定による処分をしようとする事業者又は中間処理業者は、次の各号に掲げる場合を除き、これらの処分に係る期間の初日の1週間前まで

正に行われたことを確認するとともに、必要に応じて処分業者の現地調査を行い、処分の状況を把握しなければならない。

(帳簿等)

第9条 事業者（法第12条第9項に規定する多量排出事業者又は法第12条の2第10項に規定する多量排出事業者を除く。以下この条において同じ。）

は、帳簿を備え、産業廃棄物の処理について、省令第8条の5第1項第2号の表に規定する事項を記載しなければならない。ただし、産業廃棄物の処理を委託した場合は、委託契約書及び紙マニフェスト又は電子マニフェストをもってこれに替えることができる。

2 事業者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(県外の産業廃棄物に係る市内への搬入及び処分)

第10条 事業者又は中間処理業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、産業廃棄物を県外から市内に搬入し、1月に5トン以上の中間処理をすることができる。

- (1) 当該産業廃棄物につき県外で中間処理をすることができない理由があること
- (2) 当該中間処理が、産業廃棄物の減量化又は再生利用の促進に資するものであること

2 事業者又は中間処理業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、産業廃棄物を県外から市内に搬入し、1年に100トン以上の最終処分をすることができる。

- (1) 当該産業廃棄物につき県外で最終処分をすることができない理由があること
- (2) 当該産業廃棄物について、事業者又は中間処理業者があらかじめ十分に減量化又は再生利用を行い、かつ、焼却が可能なものにあつては、焼却処理がなされていること

3 前2項の規定による処分をしようとする事業者又は中間処理業者は、次の各号に掲げる場合を除き、これらの処分に係る期間の初日の1週間前まで (処分に係る期間が1年を超える場合には、当該期間をその開

に市内搬入
処分届出書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条各号に掲げる者が収集又は運搬し、かつ、省令第10条の3各号に掲げる者が処分する場合
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う場合
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定により使用済自動車（解体自動車を含む。）の再資源化等（自動車破砕残さの処理を含む。）を行う場合
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う場合

【新設】

- (5) その他市長が提出の必要がないと認める場合
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物が発生する過程を明らかにする書類
 - (2) 処理計画の写し
 - (3) 第7条第1項の事業者にあつては、使用している有害物質の種類及び月平均使用量を明らかにする書類並びに分析試験の計量証明書の写し
 - (4) 委託によるときは、当該委託に係る処理業の許可証の写し
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

5 第3項の規定による提出を行った者は、その提出した市内搬入処分届出書記載の事項に変更があるときは、同項各号に掲げる場合を除き、前項各号に掲げる書類（その内容に変更がないものを除く。）を添付して、速やかに、市内搬入処分届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（処理業者の確認）

第11条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託しようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ当該産業廃棄物の種類、性状等を記載

始の日から1年ごとに区分した各期間の初日の1週間前まで）に市内搬入
処分届出書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条各号に掲げる者が収集又は運搬し、かつ、省令第10条の3各号に掲げる者が処分する場合
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う場合
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定により使用済自動車（解体自動車を含む。）の再資源化等（自動車破砕残さの処理を含む。）を行う場合
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う場合

(5) 優良認定処分業者に処分を委託する場合（紙マニフェストを使用する場合を除く。）

- (6) その他市長が提出の必要がないと認める場合
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物が発生する過程を明らかにする書類
 - (2) 処理計画の写し
 - (3) 第7条第1項の事業者にあつては、使用している有害物質の種類及び月平均使用量を明らかにする書類並びに分析試験の計量証明書の写し

【削る】

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

5 第3項の規定による提出を行った者は、その提出した市内搬入処分届出書記載の事項に変更があるときは、同項各号に掲げる場合を除き、前項各号に掲げる書類（その内容に変更がないものを除く。）を添付して、速やかに、市内搬入処分届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（処理業者の確認）

第11条 略

した書面のほか、第7条第1項の事業者から産業廃棄物の処理を受託しようとする場合にあっては分析試験の計量証明書の写しの提出を求め、受託しようとする産業廃棄物の処理が自己の許可を受けている業務の範囲に含まれるものであることを確認しなければならない。

2 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の処理を受託してはならない。

- (1) 収集運搬業者にあつては、運搬能力を超えるとき
- (2) 収集運搬業者（産業廃棄物の積替え又は保管を行う者に限る。）又は中間処理業者にあつては、保管施設の能力を超えるとき
- (3) 最終処分業者にあつては、最終処分場の埋立能力を超えるとき

3 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者に再委託しようとするときは、政令第6条の12又は第6条の15に規定する再委託基準によるほか、あらかじめ当該事業者から再委託について承諾を受けなければならない。

4 処理業者は、産業廃棄物の処理を委託した事業者が、マニフェストを發行しないとき _____ は、当該事業者の産業廃棄物を処理してはならない。

5 処分業者は、受託した産業廃棄物の処分を遅滞なく適正に行うとともに、処分が完了したときは、その旨をマニフェスト _____ により速やかに委託者に報告しなければならない。

6 収集運搬業者は、複数の事業者から受託した産業廃棄物を同一の車両等を用いて運搬するときは、事業者ごとの産業廃棄物を特定できるようにして運搬しなければならない。

7 収集運搬業者にあつては、事業者又は処分業者から収集運搬業の許可証の写しの提示を求められた場合に直ちに提示できるように、産業廃棄物を運搬する車両等に当該許可証の写しを備え付けておかなければならない。

2 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の処理を受託してはならない。

- (1) 収集運搬業者にあつては、運搬能力を超えるとき
- (2) 収集運搬業者（産業廃棄物の積替え又は保管を行う者に限る。）又は中間処理業者にあつては、保管施設の能力を超えるとき
- (3) 最終処分業者にあつては、最終処分場の埋立能力を超えるとき

3 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者に再委託しようとするときは、政令第6条の12又は第6条の15に規定する再委託基準によるほか、あらかじめ当該事業者から再委託について承諾を受けなければならない。

4 処理業者は、産業廃棄物の処理を委託した事業者が紙マニフェストを交付しないとき又は当該事業者との間で電子マニフェストによる確認を行うことにつき事前の合意がないときは、当該事業者の産業廃棄物を処理してはならない。

5 処分業者は、受託した産業廃棄物の処分を遅滞なく適正に行うとともに、処分が完了したときは、その旨を紙マニフェスト又は電子マニフェストにより速やかに委託者に報告しなければならない。

略

(実施期日)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

現行

様式第2号 (第10条関係)

様式第2号 (第10条関係) (第1頁)

市内搬入処分届出書 (新築・完成)

年 月 日

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の職名)
電話番号

産業廃棄物を市内に搬入して処分するにあたり、自治市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第10条第3項の規定により届け出ます。なお、期間は1年以内とし、1年を超える見込みとなった場合は、改めて届出を行います。

発生事業の種類(業種)	
発生事業場の名称	
発生事業場の所在地	
処分する産業廃棄物の種類	
処分予定量	Y/A月(合計) Y/A平均
処分期間	年 月 日 ~ 年 月 日
届出者 業 種 業 界	処分業者の 名称・所在地 電話番号 処分の方法 処分施設の有無 処分施設の種類・能力
	社団法人等の 名称・所在地 関係者としての許可番号 電話番号
届 出 者	関係の方法 (事前確認、随時確認、 随時方法等)

(裏面に続く)

改正後 (案)

様式第2号 (第10条関係)

様式第2号 (第10条関係) (第1頁)

市内搬入処分届出書 (新築・完成)

年 月 日

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の職名)
電話番号

産業廃棄物を市内に搬入して処分するにあたり、自治市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第10条第3項の規定により届け出ます。なお、期間は1年以内とし、1年を超える見込みとなった場合は、改めて届出を行います。

発生事業の種類(業種)	
発生事業場の名称	
発生事業場の所在地	
処分する産業廃棄物の種類	
処分搬入予定量	月当たり 年当たり
処分期間	年 月 日 ~ 年 月 日
届 出 者	処分業者の 名称・住所 許可番号 処分の方法 処分施設の有無 処分施設の種類・能力 処分施設の種類・紹介 <input type="checkbox"/> 新築処分場 <input type="checkbox"/> 中間処理場 <input type="checkbox"/> 廃棄認定処分業者 電子メールアドレス等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (※併設の処理施設については記載してください)
	社団法人等の 名称・住所 関係者としての許可番号 電話番号
届 出 者	関係の方法 (事前確認、随時確認、 随時方法等)

(第1面)	
要綱第10条第1項及び第2項において	① 当該処分方法で処分を行う理由
	② 発生事業場の現状で処分できない理由
	③ 市内の処分施設を選定する理由
過去の届出	あり □ 年 月 日/第 号) ・ なし
届け書類 添付して可 参照する項目 に○表	<input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物が発生する過程を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の処理計画 <input type="checkbox"/> 有害物質の種類、性状の把握を明らかにする書類、及び、許量証明書 <input type="checkbox"/> 有害物質の種類、性状の把握を明らかにする書類、及び、許量証明書 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の性状、性状、有害物質等を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の前年度の処理状況を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 発生事業場の概要を明らかにする書類 (パンフレット等) <input type="checkbox"/>
届出担当者 (姓 名)	所属・職・氏名 住所・電話番号

(第2面)		(裏面に続く)
要綱第10条第1項及び第2項において	① 当該処分方法で処分を行う理由	
	② 発生事業場の現状で処分できない理由	
	③ 市内の処分施設を選定する理由	
過去の届出	あり □ 年 月 日/第 号) ・ なし	
届け書類 添付して可 参照する項目 に○表	<input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物が発生する過程を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の処理計画 <input type="checkbox"/> 有害物質の種類、性状の把握を明らかにする書類、及び、許量証明書 <input type="checkbox"/> 有害物質の種類、性状の把握を明らかにする書類、及び、許量証明書 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の性状、性状、有害物質等を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の前年度の処理状況を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 発生事業場の概要を明らかにする書類 (パンフレット等) <input type="checkbox"/>	
届出担当者 (姓 名)	所属・職・氏名 住所・電話番号	